

U Aゼンセン
全新生銀行グループ労働組合
組合規約

2008年 02月 17日 初版

2012年 11月 17日 更新

2021年 11月 08日 更新

規 約 一 覧

第 1 章	総 則	3
第 2 章	目 的 と 事 業	4
第 3 章	権 利 と 義 務	4 . 5
第 4 章	機 関	5 . 6
	第 1 節 大 会	6 . 7 . 8
	第 2 節 中 央 執 行 委 員 会	8 . 9
第 5 章	役 員	9 . 1 0
第 6 章	支 部	1 1
	第 1 節 支 部 の 設 立 と 範 囲	1 1
	第 2 節 支 部 の 役 割 と 権 限	1 1
	第 3 節 支 部 の 機 関 と そ の 役 割 と 権 限	1 1 . 1 2
	第 4 節 支 部 の 役 員	1 2
第 7 章	会 計	1 2 . 1 3
第 8 章	賞 罰	1 4
第 9 章	付 則	1 5 . 1 6

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この組合は、U Aゼンセン 全新生銀行グループ労働組合（以下組合という）と称す。

第 2 条 (組合本部所在地)

この組合の本部事務所は東京都千代田区九段南4丁目8-16 U Aゼンセン内におく。

第 3 条 (支 部)

この組合に支部をおくことができる。

第 4 条 (組織構成)

この組合は、新生フィナンシャル㈱及びグループ企業出向の従業員及び組合が認めたもので組織する。

ただし、次の者は組合員になることはできない。

- (1) 監督的地位にある者、その他会社の利益を代表する者
- (2) その他組合で決定したもの
- (3) すでに(1)に該当する組合員は、組合員資格の権利はあるものの組合の役員にはなれない。

第 5 条 (法 人)

この組合は法人とすることができる。

第 6 条 (上部団体)

この組合は、U Aゼンセンに加盟する。

第 2 章 目的と事業

第 7 条 (目的)

この組合は、組合員の労働条件の維持改善、経済的かつ文化的生活の改善向上をはかることを目的とする。

第 8 条 (事業)

この組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 労働協約の締結および改廃
- (2) 労働条件の改善向上をはかること
- (3) 労使協議制を通じて経営民主化をはかること
- (4) 福利厚生ならびに相互扶助に関すること
- (5) 教養と文化に関すること
- (6) 同一目的を有する他団体との協力提携に関すること
- (7) 組合業務に必要な調査ならびに研究を行うこと
- (8) その他目的達成のため必要なこと

第 3 章 権利と義務

第 9 条 (平等の原則)

何人も、すべて平等な権利を有し、いかなる場合においても人種、宗教、性別、信条、身分、門地等によって組合員としての資格をうばわれることはない。

第 10 条 (権利)

組合員は次の権利を有する。

- (1) 組合の行事に参加し、利益を得ること

- (2) 役員、その他あらゆる組合代表者の選挙権、被選挙権を有すること
- (3) 定められた会合に出席して、発言し、議決に加わること
- (4) 各機関と役員の行動について報告を求め、自由に意見を表明すること
- (5) 役員が任務を怠ったり、組合の利益に反する言動があったりしたときは正当な方法によりこれを批判、または解任すること
- (6) 組合備え付けの会計帳簿を閲覧すること

第 11 条 (義 務)

組合員は次の義務を負う。

- (1) 綱領、規約を守り、機関の決定に従うこと
- (2) 定められた加入金、組合費、賦課金を納めること
- (3) 定められた会議および行事に出席すること
- (4) 役員に選ばれたときは、正当な理由なくして就任を拒否することはできない

第 12 条 (資格の取得)

組合員の資格は、組合が加入を認めたときより始まる。

第 13 条 (資格の喪失)

組合員は次の各号によりその資格を失う。

- (1) 第4条の規定により組合員としての身分を喪失したとき
- (2) 組合を除名されたとき

第 4 章 機 関

第 14 条 (機関の種類)

この組合に次の機関をおく。

- (1) 大 会
- (2) 中央執行委員会

第 15 条 (機関の成立および表決)

各機関は決議権を有する構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、決議は特に
さだめるものを除き出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合
は議長がこれを決める。

第 16 条 (会議の運営)

会議の運営は、別に定める議事運営規定による。

第 1 節 大 会

第 17 条 (大会の構成および権限)

大会は組合の最高決議機関であって、役員および大会代議員をもって構成する。
ただし、役員は表決権を有しない。

第 18 条 (大会の開催と招集)

大会は、定期大会と臨時大会とに区分する。

- (1) 定期大会は、毎年1回、中央執行委員長が招集し開催する。
- (2) 臨時大会は、中央執行委員会が必要と認めたとき、または、組合員の3分の
1以上が議題を提示して請求したとき、1ヵ月以内に中央執行委員長がこれを
招集し開催する。

第 19 条 (大会代議員の選出と任務)

大会代議員は開催前、前月10日現在の組合員数をもとに次の比率により、組合員

の直接無記名投票によって選出する。

- (1) 各支部ごとに組合員20名につき1名とし、端数は切り上げる。
- (2) 組合員20名に満たない支部であっても、各職場に1名は選出する。
- (3) 前項の代議員は、大会開催の10日前までにその氏名を中央執行委員長に連絡するとともに、大会開催1週間前までに支部組合員に知らせなければならない。
- (4) 大会代議員は大会の経過および決定された事項について、支部組合員に報告しなければならない。

第 20 条 (大会の告示)

大会の開催日時、場所、議案、その他大会に必要な事項について、中央執行委員長は少なくとも10日前に組合員に告示しなければならない。ただし、緊急を要する臨時大会はこの限りでない。

第 21 条 (大会付議事項)

大会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 綱領、規約の改正
- (2) 年次活動および事業報告
- (3) 年次活動方針と事業計画
- (4) 年次会計報告と予算
- (5) 役員選挙
- (6) 同盟罷業権に関する事項
- (7) 上部団体への加盟および脱退
- (8) 役員の解任
- (9) 組合員の除名
- (10) 組合の合併または解散
- (11) その他特に必要な事項

第 22 条 (表決の特別規定)

次の議事については、大会構成全代議員の3分の2以上の賛成によって決する。

- (1) 綱領、規約の改正 (第1号)
- (2) 上部団体への加盟および脱退 (第7号)
- (3) 組合員の除名 (第9号)
- (4) 組合の合併または解散 (第10号) の議事については大会構成全代議員の4

分3以上の賛成によって決する。

第 23 条 (表決の方法の特別規定)

次の議事については、直接無記名投票による表決で行わなければならない。

- (1) 綱領、規約の改正 (第1号)
- (2) 役員選挙 (第5号)
- (3) 上部団体への加盟および脱退 (第7号)
- (4) 役員の解任 (第8号)
- (5) 組合員の除名 (第9号)
- (6) 組合の合併または解散 (第10号)
- (7) 同盟罷業権に関する事項 (第6号) について表決後に、同盟罷業権を確立し行使しようとするときは、組合員の直接無記名投票により過半数の賛成を得なければならない。

第 2 節 中央執行委員会

第 24 条 (中央執行委員会の権限と構成および開催)

中央執行委員会は組合の執行機関であって、会計監査を除く役員をもって構成し、中央執行委員長が随時これを召集する。

第 25 条 (中央執行委員会の任務)

中央執行委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 大会および中央委員会の決定事項を執行し、大会に対して責任を負う。
- (2) 組合活動に関する企画・立案。
- (3) 大会に提出する議案の作成ならびに決定。
- (4) U A ゼンセンの決定事項の推進と執行。
- (5) 緊急事項ならびに日常業務の処理。
- (6) 中央執行委員会は各支部に対し、毎月、その活動および主要な事項ならびに機関の決定を報告しなければならない。

第 5 章 役 員

第 26 条 (役員の名称)

この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長	1 名
中央執行副委員長	若干名
中央執行書記長	1 名
中央会計	1 名
中央執行委員	若干名
会計監査	2 名

第 27 条 (役員の特権および任務)

役員の特権および任期は次のとおりとする。

- (1) 中央執行委員長は、組合を代表し、業務を総括する。
- (2) 中央執行副委員長は、中央執行委員長の補佐し、中央執行委員長事故あるはその職務を代行する。

- (3) 中央執行書記長は、中央執行委員長の命を受け、事務局を統括し、全般の業務を掌握する。
- (4) 中央会計は、中央執行委員長の命を受け、会計業務を担当する。
- (5) 会計補佐は、会計及び会計監査の補佐業務を行う。
- (6) 中央執行委員は、各専門部の業務を分担し、組合の日常業務を執行する。
- (7) 会計監査は、会計を監査し、その結果を大会に報告する。
- (8) 中央執行副委員長（支部長兼任）は、東西支部会議の支部協議会を統括する。
- (9) 副支部長は、支部長（中央執行副委員長兼務）を補佐し、支部長（中央執行副委員長兼務）事故あるときは、その職務の代行をする。

第 28 条 （役員を選出）

- (1) 役員は、大会において、大会代議員の直接無記名投票により選出する。
- (2) 規約第 29 条に基づく役員のうち、定数に定めのない役員については、告示告知前の中央執行委員会においてその定数を定めなければならない。
- (4) 役員を選出方法は、別に定める選挙規定による。

第 29 条 （役員の任期）

- (1) 役員の任期は 2 年とし、定期改選年大会より翌々年の大会までとする。
ただし、再選を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じたときは、大会においてこれを補充することができる。
その場合の任期は、前任者の残存期間とする。

第 30 条 （公職ならびに上部団体）

この組合より上部団体の役員ならびに公職に立候補または就任しようとする場合は中央執行委員会の承認を必要とする。

第 6 章 支 部

第 1 節 支 部 の 設 立 と 範 囲

第 31 条 (支部の設立)

規約第3条に基づき東日本支部と西日本支部をおく。

第 32 条 (支部の範囲)

東日本支部は、東京都、西日本支部は、大阪府をそれぞれの管轄地域とする。

第 2 節 支 部 の 役 割 と 権 限

第 33 条 (支部の役割と権限)

支部の役割と権限はつぎのとおりとする。

(1) 支部はそれぞれ管轄地域の事業所、部門、部署、において組合活動を行うことができる。

(2) 上記組合活動は中央執行委員会の方針および一般的な指示に従って行うものとする。

第 3 節 支 部 の 機 関 と その 役 割 と 権 限

第 34 条 (支部の決議、執行機関およびその役割と権限)

(1) 支部委員会の設置

支部にその決議、執行機関として支部委員会をおく。

(2) 支部委員会の役割と権限

支部委員会は支部活動について唯一の決議機関であり、同時に唯一の執行機関である。

①支部委員会の開催

支部委員会は支部長が招集する。

②支部役員の任命

支部委員会は中央執行委員会の同意を得て支部委員を任命することができる。

ただし支部長（支部委員長）は中央執行委員会が任命するものとする。

③支部組合員の要望のとりまとめ、会社との交渉

支部委員会は支部組合員の要望、要求をとりまとめなければならず、その要望、要求を実現するために、支部委員会の判断で会社と交渉することができる。

第 4 節 支部の役員

第 35 条 （支部役員）

支部役員は支部委員会の構成員とし、その役割に従ってつぎの役員をおく。

(1) 支部長（支部委員長） 1名

支部長は支部を代表し、支部業務を統括する。支部長は中央執行委員から中央執行委員会がこれを任命するものとする。

(2) 副支部長（副支部委員長） 若干名

副支部長は支部長を補佐し、同じく支部業務を統括推進するものとする。

(3) 支部委員 若干名

支部委員は主として職場、部署、事業所単位で組合活動を推進し、また問題があればそれを支部委員会に提起しなければならない。

第 7 章 会 計

第 36 条 （会 計）

会計は、次の方法により運営する。

(1) 組合の会計は一般会計と特別会計とする。

(2) 特別会計は、罷業資金その他組合が特定の事業を行うため必要であるとき、

大会の議を経て別に定める。

- (3) 特別会計より一般会計に資金の繰入を必要とするときは、大会の議を経なければならない。
- (4) 会計に関する規定は別に定める。

第 37 条 (収 入)

この組合の費用は、組合費および寄付金の収入により賄う。

第 38 条 (組 合 費)

- (1) 組合費は次のとおり定め、毎月徴収する。

正社員の場合 Aバンド2,000円、SAバンド2,500円、
Pバンド以上3,000円

契約社員(Pバンド以上は除く)、パート社員の場合1,500円

ただし2022年4月分より1,000円に変更。

契約社員の内、Pバンド以上は、正社員の組合費に準じる。

- (2) 次の事由に該当する組合員については、その申請により組合費を免除することができる。

①休職期間中のもの。

正社員の場合、疾病による欠勤でその月の出勤日数が15日以内のもの。

第 39 条 (組合費の払戻し)

組合員が納めた組合費は、理由の如何を問わず一切払戻しはしない。

第 40 条 (予算と決算)

予算は、年度の始めに大会に提出し、その承認を受けなければならない。また年度の終わりには、すべての財源および使途等経理状況を示す会計報告を、会計監査および組合から委嘱された職業的に資格のある会計監査人による、正確であ

るとの証明書を付して大会に提出し、その承認を受けなければならない。

第 41 条 (賦課金)

特に必要があるときは、大会の決議により賦課金を徴収することができる。

第 42 条 (会計年度)

この組合の会計年度は、毎年 10 月 1 日より翌年 9 月 30 日とする。

第 8 章 賞 罰

第 43 条 (表彰)

組合員に、組合の発展または事業に多大な功労があった場合、もしくは特に模範となるべき行為があった場合は大会の議を経て表彰する。表彰の方法はその都度決定する。

第 44 条 (制裁)

組合員が義務を怠り、綱領、規約、決定に違反しまたは統制を乱したときの制裁、また、除名については大会の議を経なければならない。

第 45 条 (制裁の手続き)

組合規約に定められた義務を怠り統制を乱し、執行委員会が必要と認めたとき、または、申請に基づき、組合員の統制違反の制裁もしくは役員解任を必要とするときは、執行委員会の責任において、査問委員会を設置し審査を行わせなければならない。制裁の基準と方法および査問委員会の運営については、別に定める規定による。

第 46 条 (弁明の機会)

査問委員会または執行委員会において統制違反の調査および審査を行うとき、も

しくは大会において制裁を議決するときは、当事者および当事者のために弁明を行う者にその機会を与えなければならない。

第 9 章 付 則

第 47 条 (諸規定諸規則の制定)

この規約施行についての必要な諸規定諸規則は、大会の議を経て別に定める。

第 48 条 (疑 義)

この規約に関する疑義の解明は大会で行う。

第 49 条 (規約の改廃)

この規約は、大会の議決によらなければ改廃することができない。

第 50 条 (施行期日)

この規約は 2012 年 11 月 17 日より施行する。

第 51 条 (第 4. 5. 6 章の変更および追加、施行期日)

この規約は 2008 年 11 月 8 日より施行する。

第 51 条補足 (規約の変更)

従来 of 執行委員会を東西支部の結成に伴い、中央執行委員会に名称を変更することにする。ただしその規約上の役割と権限に変更はなく、従来 of 執行委員会と役員に中央をつけて読み替えるだけの変更である。

第 14 条 (機関の種類) 以下、規約の全てに渡り従来 of 執行委員会と役員に中央をつけて読み替えることにする。

但し、今後中央執行委員会の構成メンバーは方針策定および一般的な指示に主たる

精力を振り向け、日常の組合活動はなるべく東西支部に委ねることになる。ただし大問題、大闘争が生じた場合組合員の先頭に立って闘うことは義務であり、従来と何の変化もない。

以上